

## 変わる長崎 PR 動画使用要領

### (目的)

第1条 若者に長崎県内で起こる100年に一度の変化を“自分事”として捉えてもらい、チャンスや未来に対する期待感を感じてもらうことで若者定着やUターン等の促進につなげることを目的に長崎県が作成したPR動画（以下「動画」という。）の適正な使用のため、この要領を定める。

### (権限)

第2条 動画に関する一切の権限は、長崎県が所有する。

### (使用の申請)

第3条 動画の使用を希望する者は、動画使用申請書を長崎県に提出するものとする。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長崎県内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関等が報道の目的で使用する場合
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき
- (4) その他長崎県が認めた場合

### (使用料)

第4条 動画の使用料は、無料とする。

### (費用の負担)

第5条 長崎県は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

### (使用上の遵守事項)

第6条 動画を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動画使用申請書に記載した使用目的及び使用内容に限って使用すること。
- (2) 動画は複製及び加工はしないこと。
- (3) 動画を他人へ譲渡しないこと。
- (4) 使用期間終了後は、速やかに動画を削除すること。

### (使用の差止め)

第7条 動画の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、長崎県は動画の使用を差し止めることができる。

- (1)前条各号に定める事項が遵守されない場合
- (2)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3)特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4)その他長崎県が不相当と認めた場合

(損失補償等の責任)

第8条 長崎県は、動画の使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年2月28日から施行する。